

敗戦後における学生運動と京大天皇事件

－「自治」と「理性」というキーワードから－

河西 秀哉†

はじめに

1951年11月12日。京都大学の正門付近では、学生・教職員など約2000人と警備の警官約500人が天皇の来学を待ちかまえていた。付近には何本かのプラカードや看板が立てられていたが、見物人は整然としていた。天皇の来学が近づいた13時20分ごろ、『毎日新聞』のニュースカーが「君が代」を流し、それに刺激された学生らは「君が代」をかき消すように「平和の歌」を高唱し始めた。天皇が本部玄関に到着した瞬間、学生は列を崩して玄関に向かって殺到した。天皇はそのまま校舎に入り、学生の動きは一度は沈静化するも、警官が大学に進入したことをきっかけに再び刺激され、一部による「平和の歌」は多数による合唱へと発展していった。15時すぎ、各教授からの進講の予定を終えた天皇が車に乗り込んだときも合唱は続いていたが、学生は天皇の車を遠巻きにして合唱を続けただけで、その進路を妨害するような行為はなく、天皇は何事もなく京大を去った。学生のこの行動は、天皇に対して何らかの危害を加えたわけでもなく、一部が警官と小競り合いをした程度で、逮捕者も出ていない。

しかし翌日以降、マスコミや国会では学生の行動が大きく取り上げられた。学生は「不敬」「極左」と激しく非難され、大学側はそれに反応する

形で15日に学生の自治会である同学会の解散を、17日には同学会委員長の青木宏ら委員8名の無期停学処分を発表した。この一連の動きは京大天皇事件と言われている。

筆者は以前、京大天皇事件を、1950年代初頭における象徴天皇像の相剋という観点から検討し、学生の行動やそれへの批判などの様々な意見の根底に、天皇観の相違があることを解明した。その一方、なぜ他でもなく京大という場所でこのような事件が起こったのかという問題は、論じ尽くしていない感があった⁽¹⁾。

そこで本稿では、敗戦後の京大をめぐる動き、特に学生運動の展開に焦点を当て、その展開過程の中での京大天皇事件の意味を考察していきたい。11月12日の学生の行動はおそらく偶発的なものであったと考えられるが、そうした行動が起きる前提はあった。また、天皇に何ら危害も与えていない学生の行動が激しく非難される背景には、京大での学生運動をめぐるそれまでのイメージとも大きな関係があったと思われる。本稿ではそれらの点について論じていきたい。

なお、頻繁に引用する新聞については下記の例のように略記して本文中に挿入した。新聞名のうち、[学園]とは京大の学生新聞である『学園新聞』、[京日]とは『京都日日新聞』、[夕京]とは

† 京都大学大学文書館助手

『夕刊京都新聞』である。

(例) [学園 48.5.3] …『学園新聞』1948年5月3日

1 「自治」のための学生運動

(1) 大学法をめぐる攻防

敗戦後の学生運動では、食糧難・インフレといった経済的な問題から、授業料値上げ反対運動などが起こされた一方、敗戦前の反省を踏まえて、学生自治権の確立・学園の自由回復要求・教官らの戦争責任追及など、大学「自治」に関する運動も展開されていた⁽²⁾。

1947年11月にGHQ民間情報教育局(CIE)が国立大学・高等学校・専門学校行政の一部の地方委譲を提案し、それを受けて大学基準協会が1948年3月、大学の管理運営機関として学外者で構成される理事会を置く大学理事会案(BT案)を発表した。これは、アメリカのBoard of Trusteesと呼ばれる州立大学の理事会方式に倣ったもので、地域や卒業生代表などを大学管理に参加させ、各大学の学制・財政・人事など一般行政を執行することが規定されていた。しかし、教授など大学関係者は理事会に一切参加できず、従来の教授会自治方式とは異なるものだったため、大学教授連合会より反対意見が出、これに対応して学生も「教育復興闘争」というスローガンを掲げて、反対運動を展開していくようになる⁽³⁾。4月20日、全関西学生自治連盟(関西自治連、1948年2月に関西地方の48の大学などの学生自治会によって結成された連盟)の総会では、大学理事会案によって「大学を構成する何人も一教授すらも一大学行政にタッチ出来なくなり、その自主性が確保しがたく学問の水準の低下する恐れがある」として反対の意見が表明され、「大学の社会化に対しては我々も十分に考慮してこの案に代る真に民主的な大学行政機構を学生の案として提出しなければならない」と述べられている[学園 48.5.3]⁽⁴⁾。4月28日の全国国立大学学生自治会連盟大会でも各大

学はBT案を否定し、学生案を提議するような主張が繰り返された[学園 48.5.17]。

こうした中、文部省は10月14日、国立総合大学総長会議に理事会案を骨子とする「大学法試案要綱」を提出した。この案では国家・都道府県・同窓会・教授の代表各3名ずつに学長を加えた計13名で「管理委員会」を組織し、委員会が人事権の行使・学部の創設・予算案の作成や執行・入学者数の決定・卒業の認可など、大学運営の中核をなす行政を司ると規定されている⁽⁵⁾。教授代表を管理委員会に含めてはいるが、文部省は依然従来の教授会自治方式とは異なった管理運営を目指していたことになる。

これに対して、10月25日には南原繁東京大学総長、鳥養利三郎京都大学総長ら国立総合大学総長会議のメンバーである7名の旧帝国大学総長らによって、「国立大学に『理事会』設置の議に対する意見書」が出された⁽⁶⁾。この中では、次の四つの観点から大学法に対する意見表明がなされている。第一に、大学は「真理の探究」の場であり、それは「研究の自由を前提」としていること。そのためには、「外部的諸勢力の介入しない組織を必要とする」こと。これは、これまでの大学における「自治」の慣行を国家が認証することを前提としていた。第二に、こうした大学における「自治」は「貴重な遺産」であること。第三に、「理事会」案は「わが国の大学の長所と伝統を破壊」するものであること。「理事会」が「不当な干渉を及ぼし」、「教授団の意見を無視し、或はこれと対立し、これを抑圧する傾向の存する」「弊害を惹起する」として鳥養らはその設置を強く反対している⁽⁷⁾。このような反対意見を主張した理由を、敗戦前に自分たちが「不当な干渉」に「最苦シダ」からこそだと鳥養は述べた。第四に、諮問機関としての「商議会」を設置することを提案している。

そして11月20日の「大学法試案に対する国立

大学総長会議の見解」の中では、「適度な程度に於て民間の代表を加えることについては全面的に賛成である」が、大学法は「大学行政の円滑なる運用を保証するように修正されねばなら」ず、「国立大学の評議員会或は教授会に適当な権限を与えること」を要求している⁽⁸⁾。大学法は各方面で様々な反応を巻き起こし、この後に様々な対案が作成されていく。その過程は、大学の「自治」という問題を学生や教員のみならず多くの人々に強く意識させるきっかけになるとともに、「自治」とはいったいいかなるものなのかを考えさせる契機ともなった。

京大でも『学園新聞』が11月1日付紙面で大学法についての特集を組んでいる。その中の社説では、管理委員会が「ともすれば教育に理解のない地方ボスの利用する所となり、政争の場とならぬとも限らない」こと、「大幅の権限を学外の者が半数以上を占める委員会にゆだねられるということは大学の自治の完全なる崩壊」ということを理由に、大学法に反対の意見が展開されている[学園 48.11.1]。その他、静田均経済学部教授、滝川幸辰法学部教授、井上吉之農学部教授、吉川幸次郎文学部教授、平沢興医学部教授の談話が掲載されているが、いずれも大学法に反対を表明していた。法学部ではすでに7月5日の教授会で、「理事会」案を骨子とする法案に反対することで意見が一致しており⁽⁹⁾、大学の「自治」を崩壊させる危険性から大学法に反対であるという点では、学生も教員も同じベクトルを向いていたと言えるだろう。

この後学生は、大学法が「教育の植民地化、大学の質的低下、大学自治侵害などの結果をもたらす」として、反対運動を展開していく[夕京 48.11.11]。ここで言う「教育の植民地化」などの文言が具体的に何を指すのかははっきりとしないが、こうした文言がこれ以後の学生運動でスローガンのようにたびたび登場することは指摘してお

きたい。この大学法反対運動では、特に学部ごとによる独自の動きが目立っている。医学部では10月28日に学生大会が行われ、大学法に反対して最終的にはストを含む実行使も辞さないことが決定された。10月27日の経済学部学生大会では、大学法によって「教授会の権限は剥奪され、各大学の特殊性は無視され」る、「学生自治も権力者支配によつて圧迫される恐れがある」、「財政的基礎が薄弱である」との理由から反対意見が出され、具体的な対案を起草することが決議された[学園 48.11.8]。その他にも文学部で学生大会が行われ、大学法反対決議がなされている[都 48.11.15]。

一時期、反対運動は沈静化したが、1949年2月ごろ、開会中の国会に大学法が提出されるのではないかと報道されると、再び各学部の動きが広がっていった。経済学部では3月8日の教授・助教授らによる全員協議会、11日の教授会では大学法に反対する声明が出されている[夕京 49.3.10, 3.12, 毎日 3.12]。他学部でも教授団有志代表者名で3月16日に大学法反対の声明書が発表されている[夕京 49.3.17]。学生側でも同学会が京大職員組合とともに中心となって、京都地方対策協議会を結成し、大学法の反対運動を展開していく[都 49.3.8]。このように大学法反対運動では、学生も教員も一致して運動を展開していた⁽¹⁰⁾。けっして、学生のみが「自治」を標榜して運動を行っていたのではなかった。

そしてこうした運動は、マスコミなど世間の一定の支持を得ていたことも重要である。『京都日日新聞』や『夕刊京都新聞』は、大学法によって大学が「未完成である一般社会と結びつく」ことは、「地方ボスの勢力介入の余地を与える危険があり、時期尚早であると主張する[京日 48.11.11, 夕京 48.11.27]。むしろ、大学の「自治」の慣例を成文化することこそ必要だと言うのである。マスコミの報道の中では、学生の運動も一党一派に偏っていない、大学の「自治」の探究や「理性」を

標榜する動きと捉えられ、肯定的な評価がされている [都 49.3.28]。こうした教員や学生の動きを受け、文部省は大学法の国会への提出を断念しなければならなかった。ここまでの学生運動は、教員にもマスコミにも比較的好意的に捉えられ、そして共同歩調を取ることもあった。それが、次第に変化していくことになる。

(2) 同学会と各学部自治会

ここで、京大の学生運動を主導していた同学会について見ておきたい。同学会の前身は京都帝国大学学友会であり、学友会は運動会および文化活動の親睦団体であった以文会が1913年3月に合併して創設されたものである。学友会は部活動を傘下に置いて統括し、総長が会長、幹事に教員が就くなど、教職員も含んだ組織であった。1940年9月の文部省による「修練組織強化ニ関スル件」から修練組織としての学友会改組が計画され、1941年4月に名称が同学会と変更された。それまでの学友会では学生は必ずしも入会しなくてもよかったが、同学会では全員加入となった。敗戦直後、同学会は修練組織からの改組に着手し、1946年10月に総長や学部長などは中央顧問となり、新たに会の代表として学生の中央委員長が置かれることとなった⁽¹¹⁾。学生の自治団体としての改組が図られたと言える。一方で、同学会に大学から事務員を派遣する⁽¹²⁾ など大学との関係は良好であり、両者は協調関係にあったと言える。同学会は内部に、団体設立・集会・広告掲示など事務的統括を行う総務部、会計を担当する会計総部、文化活動を行う文化総部、運動部を統括する運動総部、厚生福利活動を実施する厚生総部、一般社会的教養に関する社会総部（のちに研究総部）を設け、それぞれに中央委員（中央執行委員）が1名置かれていた⁽¹³⁾。同学会は、例えば文学部の自治会である学友会や経済学部の自治会である同好会など、それぞれの学部の自治会とは連絡統一ははかっていた

ものの、自治会としての性格と戦前の親睦組織としての学友会的な性格も持ち合わせていたため⁽¹⁴⁾、各学部の自治会に対して強い統制力を有するまでには至っていなかった。

このような状態から、同学会と各学部の自治会の間で見解の相違が生まれてくる。それは、先述した1948年の授業料値上げ反対運動において、6月に全国官公立大学高専自治会連盟が授業料値上げ反対などの要求が認められない場合、ストも辞さないと決議したことから始まる。同学会はこれに対し、ストは時期尚早としてその回避を決定した [学園 48.6.28]。しかしそれを受け、文学部では学生大会で独自に単独ストを行うことが決議されている [同前]。7月27日には大学法に反対する京大職員組合のストが決行されたが、同学会はそれも支持しなかったため、文学部・経済学部などで同学会の漸進的な姿勢に対し、批判の声が上がった [学園 48.8.16]。『学園新聞』社説でも同学会のスト不支持姿勢を「教育復興の熱意の程も疑われる」ような「愚拳」、「反動性を露呈」と厳しい評価がなされている [同前]。文・法・経・医の各学部の学生大会では同学会不信任案が決議され、各学部自治会との関係性を明確にして自治会的性格を強化するような同学会改組の要求が出された [学園 48.9.20, 10.4, 10.11 など]。それを受けて同学会は10月1日に全日本学生自治会総連合（全学連、9月18日に授業料問題などを契機として全国145の大学や旧制高校、専門学校によって結成）に加盟し、各学部自治会との間で問題の解決に向けての協議が重ねられたが、結論を見出すには至らなかった。各学部自治会はその後、独自色を強めていき、同学会はそれらを掌握することができなかった。それは、敗戦以前の学友会的色彩を残した同学会が学生による「自治」を非常に緩やかなものと捉え、授業料値上げ運動・大学法反対運動に対し微温的に対応した結果だったと言える。同学会は学生の活動を政治的なものとしな

いようにしたゆえ、1948年に高揚した学生運動にコミットできず、各学部自治会との間の考え方の乖離を生んでしまったのである。しかし、各学部自治会による同学会不信任の動きを経てなされた同学会の協議員選挙では学生の投票率は増加しており〔学園 48.12.13〕、同学会と各学部自治会の対立は学生の中で「自治」に対しての関心が高まる契機になった。

2 「逆コース」と学生運動

(1) 看護婦事件と学生運動イメージ

京大における学生運動が一つの高まりを見せ、そして変化した契機として、厚生女学部卒業生不採用問題（看護婦事件）がある⁽¹⁵⁾。これは、4月2日に医学部附属医院が勤務を希望していた厚生女学部卒業生33名のうち10名を不採用としたことから始まる。不採用の理由がはっきりとせず、不採用者の中には在学中に自治会や職組で活動していた者が含まれていたことから〔学園 49.4.19〕、そのうち6名が不採用は不当であるとしてストに入った。このストに対して、京大職組や京大共産党細胞がストを支援して彼らを含めた学生らが医院との交渉に当たり〔学園 49.5.9〕、経・理・工・文・農・医専などの各学部自治会も支援に回ったため〔学園 49.5.18〕、学生の関心も高まっていった。その後学外からもストに対する支援があり、各学部自治会より選出された共同闘争委員会（共闘）が組織された。しかし同学会はこの問題に対して積極的に取り組むことはせず、ストには反対の意思を表明した〔学園 49.5.18〕。医院側はスト以降も態度を軟化させなかったため、5月16日に共闘メンバーが医院長を取り囲む事態が起こった。その時に警官が学内に導入されて事態の打開が図られ、3名の学生が逮捕された。警官が京大内に導入されたのは敗戦後初めてであった。このような事態は学生に大きな危機感を与えたのである。これまでストに消極的であった同学会が共闘

と一致して事態の打開に取り組むことを決定し、19日に開催された全学学生大会では「学園の自治を侵すような警察権の行使に反対する」などの決議がなされている〔学園 49.5.20〕。警察が学内に導入されたことは、大学の「自治」を侵すものであるとの認識を学生が有し、そうした危機感がこれまで消極的であった学生を一致団結した行動に向かわせたと言えるだろう。しかし一方で、マスコミなどからは、今回の事態が一部の過激な「左翼学生がリーダー」となって引き起こされたものだとの見解も出され始めていた〔都 49.5.21〕。共産党細胞に対する批判と見てよい。また、多くの外部からの支援は、逆に京大内の人事までも外部が介入することに繋がるのではないかという意見も見られた〔同前〕。「自治」を守るためのストを外部の力によって支援されること自体が、大学の「自治」ではなくなるという考え方である。

看護婦事件からは、このような「自治」をめぐる相剋がかいま見える。大学法反対運動では一致して運動を展開していた教授団と学生の間でも、見解の相違が顕在化していった。この時の『京都新聞』の記事を見ておこう。

問題の核心は……二十一日深更にかけ全学あげて伝統の「大学自治の在り方」に移り学生大会も決議は急進分子への非難の声が遂に学生運動分裂の様相を呈し、一方教授陣では大学の自治機構の欠陥を打破せよと叫ぶ法、経学部、人文科研の有志教授グループ、大学自治を破壊に導いた責任を追及せよと主張する工、理学部の助教授、講師団、大学自治の破壊は学問研究の自由のみがおかされることだと京大事件のヒーロー滝川法学部長が説くなど大学の自治擁護と自治の在り方をめぐって学園は京大事件以上の様相を呈している〔京都 49.5.22〕

ここでは、教員の中でも対立が見られたことが描かれている。それまでの「自治」＝教授会自治

方式は、教授のみによって構成された教授会による「自治」であった。それに対し、工などの助教授・講師の若手教員が「教授会独善」と反発したのである。彼らは「助講団」を結成し、教授のみならず助教授や講師、そして学生などを含めた形で大学の「自治」を提唱している〔都 49.5.22〕。こういった全学的な取り組みによって、大学の問題は大学で解決するという「自治」が可能になると彼らは主張した。助講団は学内への警察の侵入を大学の「自治」への侵害と見ていた。こうした動きに賛意を示す教授団もあり、学内全般の意思を反映させる新しい「自治」方式の模索の動きが活発化している〔夕京 49.5.22、京都 49.5.24〕。

一方、滝川法学部教授が大学の「自治」は学問・研究の自由のみであると述べたように、多くの教授の中では今回の学内への警官の導入を大学の「自治」への侵害とは見ておらず、責任はストを起こした学生にあり、これまでの教授会自治方式を変更する必要はないと考えられていた。こうした「自治」をめぐる相違は、大学法反対運動の時からすでに「同床異夢」として報道されていたが、法案に反対するという点で一致を見ていたため、追及されずに終わっていた。しかし看護婦事件後、その責任問題から「自治」をめぐる相違が顕在化していったのである。

そして学生側でも、スト・警官の侵入に対する責任追及がなされる中で、一時は意見の一致を見た同学会と共闘の溝が再び深まっていく〔京都 49.5.24、学園 49.5.30〕。漸進的な態度を取る同学会に対して、共闘は急進的な思考を有しており、共闘を中心とする学生の同学会への不満は高まっていった〔学園 49.6.6〕。『学園新聞』が行った調査によれば、看護婦事件に対する同学会の対応を妥当とするのが25%、妥当でないとするのが54%、わからないが23%、共闘の対応が妥当とするのが35%、妥当でないとするのが50%、わからないが15%となっている〔学園 49.6.20〕。学生

は同学会・共闘のいずれに対しても批判的で、全学的な意見集約がなされる学部自治会の連合による学生自治団体の「自治」を望んでいた。

共闘は独自に全学連との繋がりを持ち、運動を急進化させていく。6月3日の全学連全国大会の会場として時計台下広場の使用許可を大学当局に申請したが拒否され、総長に面会を要求、再び拒否されたことから彼らは総長室前に座り込んだ。翌日、警官が再び学内に導入されて学生を排除する全学連事件がおこった〔朝日 49.6.5、都 49.6.5、学園 49.6.13〕。同学会は全学連の行動を批判して、9月1日に脱退決議を採択する。その後同学会は全学連に代わる組織の結成を提唱するも、各大学からは相手にされず、各学部の自治会も同学会委員選挙をボイコットし、独自の自治会連合結成に向けての動きにまで発展しつつあった〔学園 49.8.1〕⁽¹⁶⁾。その後、新制大学発足に伴う自治会再編の中で、同学会は各学部自治会との協議の中で改組せざるを得なくなった。10月に同学会改組案が決定され、同学会は学生のみによる代議制の組織として生まれ変わる事となった。以前に比べ、学生の意見を集約できる組織となったが、一方で同学会の決議が各学部の自治会を拘束しないようにするなどの配慮がなされている。12月に行われた委員選挙では、左派の学生が多数当選し〔学園 50.1.16〕、1950年4月に全学連に復帰する。そしてその後、同学会によって広範な学生運動が展開されていくのである。

ところで、看護婦事件はマスコミの学生運動に対する認識を大きく変化させた。看護婦事件では「共産党細胞が終始きわ立つた活動を続けている。外部の組合が介入しているほかに、運動の指導に当たっている学生のうちに多数の細胞がまじっている」〔京都 49.5.20〕と『京都新聞』が述べているように、共産党細胞がハンストとその後の問題の主導者であるという報道は多数なされた。大学当局による事件の報告書でも、共産党細胞の存在

が強調されている⁽¹⁷⁾。看護婦事件は一般の学生とは乖離した運動として捉えられたのである。全学連事件でもリーダーは全学連であり、京大生はほとんど関与していないと報道されている〔都 49.6.5〕。マスコミは次第に、運動を行う学生を「過激な学生」、「左翼学生」、「共産党細胞」と見ていくようになり、京大で行われる学生運動が一般の学生とはかけ離れたものであると認識していった。こうした意識によって、たとえ多くの学生が大学の「自治」という観点から運動を展開したとしても、学生運動は「過激」な運動としてセンセーショナルに報道されていくことになる。その意識を根底に据えていたことが、天皇事件の報道に繋がっていったのではないだろうか。

(2)「告示9号体制」と小野信爾救援運動の展開

1949年7月、CIE 高等教育顧問のイールズが新潟大学で共産主義教授の排除・学生ストの禁止を講演したこと（イールズ声明）〔朝日 49.7.20〕は、学生運動に大きなインパクトを与えた。このイールズの講演を受ける形で一部の大学がレッドパージを実行したことから、滝川事件を始めとする敗戦前の様々な事件を学生に想起させ、「自治」への関心を高めたのである。1950年5月には東北大学や北海道大学でイールズの講演が学生によって阻止されており、イールズ声明・レッドパージは政府による大学の「自治」への介入という印象を与え、学生運動をより先鋭化させていった。京大では5月31日に経済学部がイールズ声明反対ストの可否を決めるための学生大会を開催したが、そこには私服警官が入り込んでいた。看護婦事件の記憶が生々しかったこともあり、学生の警察に対する不信感はより高まった〔毎日 50.6.1〕。こうした警察に対する不信感は、やはり学生運動が先鋭化していくことに繋がっていったのである。6月3日には全学連の方針を受け、同学会が中心となったイールズ声明反対のデモ・ストが行われた

〔京都 50.6.4〕。

こうした動きに対応し、大学側は10月16日に「告示第9号」を出した。長文となるが、全文引用しておきたい。

告示第九号

学生生徒一般

本学は学生ストライキを禁止する。従ってストライキを議せんとする学生大会及びストライキを目的とする一切の行為を許さない。蓋しストライキの如きは大学が国家社会から委託された研究及び教授の重大な任務遂行を阻害するからである。一日と雖も大学がこの任務を放擲することは大学の自殺行為にほかならない。

伝えられる教授追放問題は党籍の有無や思想の如何によってその地位が左右されるべきものではない。況んやリストの如きに至っては全く大学の関知せざるところである。大学は飽くまでもその本質と良心に基づく自主性を尊重し、その人事については伝統を継承して自主性を守りぬく。

学生諸君が師を愛し大学を憂う真情は何人も共感するところであるがその意思表示は終始知性と良識とに基いたものでなければならない。諸君の公正な意思が大学の使命と秩序とに従って表明されることは何等抑制されるものではなく大学の期待するところである。ただ大学の自治・学問の自由を守るには常に深い反省と強い責任感とに裏付けられねばならぬ。大学を信頼せず学生たる本分に背反して強いてことをなすが如きものあらば、自ら大学人たることを放棄したものと大学から去るべきである。

有為にして信頼する全学一万の学生生徒諸君。今こそ諸君は大学の自治と学問の自由との真の意義に深く思いを致し諸君の自主性と

批判力を以て本学の将来の発展に寄与せんことを切に希望する。

昭和二十五年十月十六日

京都大学

この告示の原案を作成した角南正志学生課長は、告示が前半の学生ストを禁止する部分と、後半の京大ではレッドパージを行わないという部分に分かれていて、「私は、当時世間で吹き荒れていたレッドパージは大学の中では許さない、だから、学生諸君にも慎重な姿勢をとってほしい」という意図の元に作成したと回想する⁽¹⁸⁾。告示第9号は「その人事については伝統を継承して自主性を守りぬく」との大学側の決意を述べていることから、大学の「自治」を守るためにレッドパージを実施しないことを宣言したと考えてよいだろう。そうした大学側の決意を見せることで、学生にスト禁止を約束させようとしたとも考えることができる。しかしこの告示第9号は、その前半部分が「一人歩き」していく⁽¹⁹⁾。

10月22日の全学学生によるレッドパージ粉碎決起大会で、「ストライキの決意を持って闘う」ことの決議がなされた。その後、決議の提案者であった同学会委員長の水口春喜と大会議長であった副委員長の横田昭が停学処分を受けたのである[学園50.11.1]。学生を処分する根拠となったのが、告示第9号の前半部分だった。学生はその処分に反発し、いくつかの学部では学生大会が開かれたが、そこでストについて決議されると提案者と議長が告示第9号を「機械的に」適用されて停学処分を受けるという状態が何度も繰り返されることになる。学生はそれを「告示9号体制」と呼び、批判した⁽²⁰⁾。しかし告示第9号を根拠とした学生処分はその後も続き、11月のいわゆる前進座事件でも、放学を含む36名もの処分者が出、同学会執行委員会の停止と委員改選が命じられている⁽²¹⁾。

学生は「告示9号体制」のような状態が、敗戦

後の学園の民主化からの、まさに「逆コース」と受け取った。こうした「逆コース」に対する学生の取り組みの一つに、1951年4月からの小野信爾救援運動を挙げることができる。文学部東洋史学専攻3回生であった小野は、下鴨警察署の前で警察官に朝鮮戦争へ協力しないよう求めるピラを配ったことから、2月22日に地方公務員法違反で逮捕された。後に容疑はGHQの占領政策を阻害することを禁止した政令325号違反に切り替わり、軍事法廷にて重労働3年などの判決を受けた。小野は当時、共産党の地域細胞には所属していたが、京大細胞とは関係がなく、同学会の委員などしていない一般の学生だった⁽²²⁾。しかし同学会や文学部学友会を中心として、減刑嘆願署名運動が展開されていく[学園51.4.30, 51.5.7]⁽²³⁾。小野の逮捕は、「日本人なら誰でも念願して居る民族独立を訴えたんだが」[ラッパ51.5.10]⁽²⁴⁾という言葉に見られるように、政治的問題を学生が自由に主張することができなくなるのではないかという危機感を与えた。この署名運動は史学科などの教員からも支援があり、約3500人の署名が集まった[学園51.6.4]。教養部・文学部講師ミュレット神父のGHQへの働きかけもあり、6月8日に再審が行われた結果、小野は重労働2年に減刑された。

しかしここで運動は終わらなかった。大学側が小野の自主退学を両親へ要請したからである[学園51.5.21など]。こうした大学側の姿勢を学生は、「外部の勢力に屈した」と受け取った⁽²⁵⁾。しかも、自主退学を要請した理由を大学側がはっきりとさせなかったため、学生はそうした大学側の態度を「全く自主性がなく、GHQの処分に追随して大学の「自治」を損なうものと受け止めたのである⁽²⁶⁾。学生はまた、大学が小野の保釈に向けて努力するよう要求したが、大学側はその要求に答えなかった⁽²⁷⁾。文学部学友会ではこうした事態を受け、6月25日に学生大会が開かれることになった。その中では、大学側に「自主退学勧告の撤回、保

積への努力」を要求すること、その要求が拒否されればストも辞さないことが決議された。ストの決定が学生大会でなされるということは、告示第9号での処分対象になるということであり、学生がそれを覚悟してまで、小野の退学に対して抗議の意思を持っていることを強く示そうとしていたと考えられる。この学生大会後、学生と大学側の交渉が行われ、大学側が小野を処分せず、その保釈に努力する旨の回答を行い、事態は沈静化した[学園 51.7.5]。この時学生大会でスト決行を議決したことも「友情のあらわれ」として処分対象にはならなかった⁽²⁸⁾。

小野信爾救援運動をめぐる一連の動きで学生は、GHQの「逆コース」とそれに追随する大学側への不信感を高めていった。小野は山科刑務所に服役したものの、学生の中では「沖縄に送られ、強制労働させられている」という言説⁽²⁹⁾も広がっており、民主化を主導したGHQが「逆コース」を推進する存在に転化したことによって、逆に自由な政治的発言を圧する存在へと変化したのである。そして大学側が理由を明確にせず小野に対して自主退学を要請したことは、外部に従って大学の「自治」を侵していることだと学生は捉え、そういった大学側に対して反対する運動を展開していくことになる。

(3) 原爆展の開催

こうした学生の「逆コース」意識をさらに加速させたのが、1950年7月に勃発した朝鮮戦争であった。つい数年前まで戦争を経験し、そこから解放された感覚を味わっていた学生にとって、実際の戦争が起こったことは「暗い時代」へ逆戻りするきっかけになるのではないかという危機感を生んだ。学生は銃後での戦争の記憶を持ち、中には軍隊経験を有していた者もいたことから、戦争に対する嫌悪感が強かった⁽³⁰⁾。また宇治分校の隣には警察予備隊基地があったことから、一回生はよ

り切実に、戦争を身近に意識させられていた⁽³¹⁾。またこの時期、近づく講和でもアメリカなど資本主義国との単独講和になるとの状況が伝えられ、米ソの対立の中で戦争が再び繰り返されるのではないかという危機感が広がっていった。

こうした時期に、京大の学生が取り組んだ運動として興味深いのは、総合原爆展である。総合原爆展については、『「原爆展」掘り起こしニュース』や『占領下の「原爆展」』⁽³²⁾が当時の状況を非常に詳細かつ鮮明に伝えているので、本稿ではこれまで論じてきた問題との関係に絞ってこの原爆展について考えていきたい。

総合原爆展の原型は、1951年5月14日から行われた春季文化祭にあった。この時の文化祭では「原爆展」と「原爆に関する講演会」が行われている。医学部助教授であった天野重安が原爆症についての講義を行ったことから、医学部学生の間で原爆に対する関心が高まり、文化祭の「原爆展」へと繋がっていった。同じ頃、理学部では中岡哲郎を中心とした民科グループでも原爆展が計画されていた。理学部は雑誌『自然』に掲載されたアメリカ原子力委員会の「原子爆弾の効果」に衝撃を受け、これまで明らかにされてこなかった原爆被害を人々に知らせていかなければという意識に向かっていった⁽³³⁾。この2つの学部動きが重なり、春季文化祭の「原爆展」へと繋がったのである。彼らの動きは同学会などからの指示によるものではなく、原爆被害の知識を得たのを契機にして、平和という問題を再び考え始めた一人一人の学生の意識から生まれたものであった。原爆展への動きは、学生運動に積極的でない学生までもが自らの学びの成果を社会の中に生かしていこうとして、積極的に取り組んだところに特徴がある⁽³⁴⁾。この春季文化祭の原爆展は入場者が4000人を越え[学園 51.5.28]、大きな反響を得た。その成功がきっかけとなり、同学会が京都駅前の丸物百貨店を借りて総合原爆展を開催することとなった。

この時は、多くの人々の目に触れる場所で原爆の被害を伝えたいという意識から、大学外の会場が選ばれた。会場を借りる際、一度貸出を断った丸物百貨店に対しては角南学生課長などが仲介し、青木同学会委員長と大学側が丸物側と交渉をした結果、会場貸出の許可がなされている。大学側は公式的には原爆展を「関知しないもの」として、大学の実験装置や標本などを原爆展会場へ持ち出すことを禁止していたが、このように学生に対して協力する姿勢を一方では示しており、学生の行動に対して大学側は信頼をし、学生と大学側には協調関係が成立していたと考えられる。同時期の小野信爾救援運動など学生と大学側の間では緊張関係は高まっていたものの、教職員の中には学生の行動を見守ったり支持したりする姿勢も見られ、学生も教職員個人に対して信頼感や敬意といった感情を有していたのである。そういった意味で、学生の「自治」的活動は両者の緊密な関係の中で行われていたと言える。

総合原爆展の準備には、理・医学部の学生ほか、文・法・工・農など様々な学部が春季文化祭以上に準備に携わった。7月14日より10日間にわたって開催された総合原爆展の入場者は3万人に達する。原爆展はその後、各地に広がっていき、学生も積極的に活動をしていた。学生は自らの知識を社会に還元しようという意識と平和に対する危機感からこうした運動に取り組んだ。総合原爆展の運動は、学生が「学生運動」として政治的に取り組んだのではなく、現下の状況に対する強い問題意識からスタートした。それは、彼らが学生としての「理性」と考えた感情から起因していた。朝鮮戦争・警察予備隊・片面講和という状況は、戦争という現実を学生に突きつけた。戦争を体験していた学生は、それに対する危機感から現状に対する抵抗として原爆展を行っていったのである。その動きは自然発生的なものであり、この原爆展の経験が天皇事件へと向かっていく原動

力になったのではないだろうか。

3 京大天皇事件

(1) 天皇来学に向けての学生の動き

総合原爆展が夏休み中に開催されたことから、多くの学生は原爆展を見ていないのではないかと同学会では考えられ、秋季文化祭での再公開を計画し、大学側と交渉を始めた。学生は準備期間が必要なことを理由に文化祭の11月中旬開催を要求したが、大学側が11月初旬の開催を主張し、両者の意見が対立していた[学園51.10.29, 11.5]。学生は、それまで原爆展に一定程度協力的であった大学側が理由もはっきりとさせずに強硬に反対することを、不思議に思ったようである⁽³⁵⁾。その後、11月12日に天皇が京大を訪問することが学生にも伝えられたため、原爆展を11月中旬に開催させないのは天皇にそれを見せないように大学側が「配慮」しているのではないかと受け止められた。それは、大学側が外部に従って再び大学の「自治」を侵していると学生に危惧させるには十分な事態だったと言える。

天皇の関西巡幸は10月5日に閣議決定され、大学側に対しては13日に京大訪問の連絡がなされた[学園51.11.5]。この連絡を受けた時期にちょうど、大学側は学生と原爆展開催について協議を重ねており、この時期的な符合から推測すると、大学側が天皇来学の日から原爆展を避けようとしているという学生の主張もあながち間違いではないだろう。

同学会は「天皇が来ても文化祭を開かせよ」という主張を掲げ、原爆展の11月中旬での開催を要求したが⁽³⁶⁾、大学側はそれに応じなかった。大学では天皇来学に向けて、天皇の訪問する場所だけ道路や建物の修理が行われたことから、学生はそれを「表面糊塗」⁽³⁷⁾として批判していく。同学会では天皇来学に向けて様々な議論があったが、最終的には天皇を「歓迎しなければ、拒否もし

ない」、「一個人として迎え、大学と学生生活のありのままの姿を見て貰う」との方針を打ち出した⁽³⁸⁾。その後執筆された公開質問状⁽³⁹⁾では、天皇を「貴方」という「一個人」で扱い、「表面糊塗」への問題提起や原爆展の見学要求などについて質問されている。それまでの学生の動きを受けて執筆された文章と言ってもよいだろう。

こうした学生の動きに対しマスコミは、京大の学生は何か起こすのではないかという目で取材・報道を行っていた。同学会には天皇来学に向けての対応について、連日のように記者が取材に来ており⁽⁴⁰⁾、『毎日新聞』では「左翼学生が手荒いお迎え？」との見出しの記事が掲載されている[毎日 51.11.9]。見出しのみを見ると、天皇来学時に京大の「左翼学生」による運動が起こされるのではないかと想像させるものである。しかし記事内容を見ると、市警が「一部左翼学生」がプラカードを掲げた「手荒い御歓迎ぶりまでやるのではないかと想定」していると書かれており、あくまで一部の学生による、しかも市警の想定の話が記事となっている。このような推測記事が、後の学生を批判する報道へと繋がっていくのではないだろうか。

ところでこの記事では続けて、「学内のお迎えについては学校当局と学生の自治的なやり方に一任してもらい……我々も現在の情勢の中でなにをすべきかを判断するくらいの理性は持っている。石を投げさせたりなんかさせませんよと語っていると、同学会の方針も書かれているが、この中で学生が「理性」という言葉を使用しているのは興味深い。大学は「理性」を追究する場であると学生は認識していたがゆえ、大学側の対応を批判し、また自らの行動を「理性」に基づいたものとして正当化していった。そして、秋季文化祭における原爆展の開催・天皇来学に向けての準備に対する大学側の対応を、「理性」を失い、大学の「自治」を守らない存在として捉えた。それは、

前述した「逆コース」という現状を踏まえた時、敗戦前の「暗い時代」を想起させた。11月12日に流された「君が代」は、学生のそうした感覚と符合したために、「平和の歌」の合唱へと繋がったと言える。

(2) その後の投書

11月12日の学生による行動後、マスコミや国会などでそれが取り上げられ、学生批判が繰り返されたこと、また逆に学生を擁護する意見も展開されたことは、前稿で詳しく述べた。しかし、学生の行動はこうしたレベルのみで議論されたわけではない。それを示す興味深い史料として本稿で検討するのは、その後の投書類である。大学文書館所蔵の『皇室関係書類』⁽⁴¹⁾には大学側に送られてきた投書類が収録されており、中塚明氏所蔵(大学文書館寄託)の「京大天皇事件関係史料」⁽⁴²⁾には同学会・京大新聞社などに送られてきた投書が収録されている。ハガキ・書簡・電報など様々な形式で送られており、文面も一言からかなりの長文まで様々である。学生の行動が社会にインパクトを与えた結果、様々な人々から大学側・学生に対してこのような意見が寄せられたと考えられる。前稿では学生の行動に対する批判とそれへの再批判の背景に天皇権威をどう考えるのかという相剋が存在していたことを指摘したが、本稿では角度を変え、その後の反応が学生運動・京大生をどのように捉えていたのか、という点に焦点を当てて考察していきたい。

表1(28ページ)は『皇室関係書類』に収録されている投書74通、表2(30ページ)は「京大天皇事件関係史料」に収録されている投書50通を一覧表にまとめたものである。全124通中、学生の行動に対して賛成・支持する投書は71通(57.3%)、反対・不支持は49通(39.5%)、不明・どちらでもないは4通(3.2%)となっている。全体としては、支持・不支持がどちらかに偏

【表1】 『皇室関係書類』所収投書

番号	差出人	日付	賛否	内 容
1	京都市上京区山田善吉	11.14	×	京大生の暴挙を許すべからず、国外へ追放したい、死刑に処してもあきたらない
2	京都市民代表者	11.14	×	京都大学は解散していただきたい、常識では考えられない学生がいる
3	京都市右京区上田耕字	11.14	×	非常識極まる京大学生のデモ事件、暴力行為を許すべきではない、陛下に対する挑戦は我々国民に対する挑戦であり放逆、学生を放逐処分せよ
4	関西大学学生一同	11.14	×	学生の不祥事、「インター」を高唱・暴挙、もっての外、品位・理知という点に疑問が持たれる
5	無名	11.14	×	学問の自由を唱えるのは理性を持った行動を取らない連中、事件に対する調査・処置を望む
6	岐阜県揖野郡温和田村天野竜二	11.15	×	学生を処分せよ、常識はづれ、計画的事件、残念で泣けてくる、学生に社会的批判を受けさせよ
7	尼崎市西難波真野進	11.15	○	言論思想の自由が暴力によって脅かされている、学生は戦争に駆り出されないよう行動した、感激
8	大阪南区藤井太郎	11.15	×	国民の顔に泥を塗った京大生、日本国民にあらず
9	東京都学生自治会連合	11.15	○	天皇賛美は単独講和・再軍備への意図と重なる、同学会への寛大な処置を求める
10	左京区一条東山大和幹国	11.15	×	京都市民にとって自慢の大学であったのに残念、暴挙、学長の断を切に待つ
11	下京区一商人	11.15	×	国民の血税で食べる国立大学、天皇様への非礼は未曾有の醜体、納得できる措置を期待する
12	大阪市東区北村徳二郎	11.15	×	かつて無き大不祥事件、学生の退学は無論、法を以て最大の厳罰を、戦前ならば死刑
13	愛国青年	11.15	×	非国民極まる行動、不敬極まる、厳罰に処す可き、重刑に処せよ
14	無名	11.15	×	学生の善導を、赤い学生は京大から追っ払って下さい
15	若松市幡掛正浩	11.15	×	出身大の不祥事に遺憾、学生に対し処分を要求
16	加古川市重松景彦	11.15	×	遺憾、人道の為の善処を求む
17	東京都民	11.15	×	吾等の天皇への不敬、学生を残らず放逐せよ
18	京都市一市民	11.17	×	学生の不穏断、処分を願う、日本の将来のために
19	無名	11.17	×	デモ参加学生全部退校を命ぜよ、幸原教授の即時退職を要求（新聞発表がけしからん）
20	大阪市憂憤生	11.17	×	非礼、学生を放校・退学処分にせよ、服部学長は退職せよ、大学の自重・奮起を望む
21	京都市無名	11.17	×	無礼・非常識極まるデモに痛憤、学生を放逐せよ、これまでの対策を改めよ、国民は赤犬を飼うために血税を払って居るのではない
22	京都市一市民	11.17	×	血税にあえいでいる市民のことを学生は知っていない、京大を閉校・廃校にすべし
23	大分県別府市一市民	11.17	×	学生の行動は由々しき大問題、退学させるよう大勇断を望む
24	東京都芳井原賢之助	11.17	○	学生の公開質問状の内容は国民が最も知りたいこと、戦争はコリゴリ
25	和歌山石野佐計武	11.17	○	天皇は退位すべきだった、天皇を迎える態度として当然、学生に敬意を表す
26	岐阜県高橋只一	11.17	○	事件を侘びる必要はない、若者の天皇観を率直に現しただけ、平和の歌がなぜいけないのか、学生に対する処置に憤慨を感じる
27	港湾労働組合大阪	11.17	○	同学会の行動を支持、それに対する弾圧に反対、退陣せよ
28	大阪民同	11.17	○	同学会解散に反対、学者の良心に帰れ
29	大阪市城東区山田秀夫	11.17	○	学生が妥当で学校側が非民主的、天皇に戦争責任があるのは明白、学生の行動は天皇制廃止こそ平和の途を開くと考えたからではないか、民主主義を迫害しないために善処を希望【「日本の再建は天皇制の廃止から」という別紙を同封】
30	憤慨生	11.17	×	お召車を囲んだ非国民学生を学外に放逐せよ、貴学のとった処置は適当
31	住民	11.17	×	遺憾千万、野蛮行為、我々はそんな学生を造る為めに高い税金を払っては居ない、学生を肅正してほしい
32	福山市三吉町吉田太郎	11.17	×	国家のシンボルたる八千万同胞の尊敬と平和を守らせ給う天皇陛下、以ての外の行動、かかる生徒を造る為め苦しい中を重税を払って居るのではない、大学は責任回避すべきではない、廃校せよ
33	南朝正統天皇協賛会	11.17	○	学生の行動は当然、天皇には戦争責任がある
34	無名	11.17	×	皇室を何と考えているのか、不敬
35	金沢市京大同窓有志一同	11.19	×	学生は共産党の手先、共産運動に充当するため血税を払っているのではない、退学処分にせよ

36	広島県野崎折	11.19	×	京大は最高学府、嚴重な処分を求める
37	和歌山県和大学生	11.19	×	狂徒の行動、未然に防止できなかった京大の無力を痛感、左翼大学
38	大阪府堺市永井房太郎	11.19	×	教員の指導力不足、辞職せよ
39	徳島県一愛憲者	11.19	○	集会言論の自由、学生を処分すべきでない、天皇は人間なり
40	岡山県赤木久次郎	11.19	△	文意不明
41	東京大学学生自治会中央委員会	11.19	○	学生の行動を支持、学長は講和に対する積極的意思表示をすべき、学生の行動は危機を認識したもので学生らしい知性と機知に富む、大学の措置は「不敬罪」復活に繋がる
42	松山市無紀名	11.19	○	同学会解散に反対
43	大阪市無名	11.16	×	京大は共産党の卵を造る学校ではない、学生は国体を理解していない、学生をソ連へ送れ、処分せよ
44	盛岡市武林和夫	11.16	×	労働歌、不愉快極まる事件、断固たる退校処分を
45	盛岡市瀧石熊三郎	11.16	×	労働歌、憤慨、学生の本分を忘れた不敬行動は許されない、退校処分を
46	愛知県一憂青想農者	11.16	×	誠に残念、非国民の行動、今後のためにも断固たる処分を
47	神戸市無名	11.16	×	不良学生を放り出せ、納税者の気持ちを考えよ
48	茨木市無名	11.16	×	遺憾の出来事、子どもっぽい行為、赤の大学、責任を負い退陣すべき、同学会委員を退陣させよ
49	東京都渋谷区父兄同志会	11.20	×	大学が毅然たる態度を持たなかった、停学処分でも残念、国費で維持する必要なし
50	埼玉県熊谷市山口吉蔵外4名	11.20	○	学問の自由と平和を守った行動、京大の伝統を考えるならば学生を守るべき
51	滋賀県生野せいようどう	11.20	○	不当措置を取り消せ
52	神戸市遺族	11.20	○	天皇の名によって自分の息子達は亡くなった、今もそうなりつつある、純真な学生たちは私共の心を察して平和を叫んでいる
53	大阪市大竹作太郎	11.21	○	熱意による行動、平和を守ろうとする意識、天皇の神格化に対抗してほしい
54	宮城県黒川郡落合中学校山口好和	11.21	×	教育界の実状を憂う【別紙：暴徒、国家的恥辱、ただし学生ばかりを責められない】
55	埼玉県大宮市吉田八五郎	11.21	○	天皇に危害を加えたわけではない、学生処分は神格化・旧憲法へと繋がる
56	東京大学向学青年	11.22	○	当局は大学の真理を理解していない、天皇の美名に隠れて学生を犠牲にしている
57	広島県神林正人	11.22	×	学生の行動に憤慨、大学に愛想を尽かす、学生をソ連か中共地区へ送れ、日本人ではない
58	北海道函館学芸大	11.22	○	同学会解散絶対反対
59	吹田市無名	11.26	×	礼儀を失って秩序を乱した非難の対象
60	長野県南安曇郡豊科国民	11.26	×	遺憾、吾等の表象たる天皇に対する暴挙、愚劣極まる、共産党に踊らされている
61	大阪市住之江区山下春栄	11.26	×	厳罰に処さなければ禍根を残す、共産主義者の行動
62	京都市左京区法学部有志	11.27	×	一貫しない大学の方針が批判を招く、同学会の職業革命家の口車にもてあそばれるな
63	大阪市立大学二回生平和友の会	11.28	○	同学会に責任なし・処分撤回要求、天皇制復活に繋がる、反動戦争勢力に利用されないことを望む
64	東京都政界中庸生	11.30	○	学園の自由を守れ、学生を自由にし教養と知識を与えよ
65	横浜市磯子区市電職員組合	12.3	○	天皇にも責任がある、学生処分は大人げない、学生も次第に落ち着くはず、逆に共産主義に走らす
66	大阪市立大学哲学研究会	12.3	○	良識ある日本国民として当然の行為、学問の自由と学園の自治を破壊する処分に反対
67	文学部卒業生ねずまさし	12.5	○	外部の勢力に左右されることなく真相を公表することを望む
68	北海道網走郡津別町一市民	12.8	×	学生の行動に醜悪の感、反省を求む、ソ連へ行け
69	東京都文部省職員組合内山岡義男	12月?	○	当局の態度は学生の政治的人間的自覚を暴圧する行動で自重すべき
70	京都人文学園自治会	12月?	○	学生処分は人格人権無視、良心を失う行為、真相公開を望む
71	民主主義科学者協会地学団体研究部会札幌支部	12.14	○	同学会の行動に共感、大学の自由、日本の中で果たしている天皇の役割を見極める必要性、戦争への危機感
72	無名	12.19	×	入学に際し思想を重視せよ、国民の血税を補助とする国立大学に赤の学生は必要ない
73	九州大学文学部学生代表	12.20	○	昔ながらの形式での行幸への反発、再軍備の大義名分を明らかにするための天皇の神格化に他ならない、処分の撤回を要求
74	宮崎県南那珂郡鉄肥町桑原奴郎	12.27	×	学生の行動は苦々しいこと

学生の行動に対して支持・賛成：○ 不支持・反対：× どちらでもない：△

[表2] 「京大天皇事件関係史料」所収投書

番号	差出人	日付	賛否	内 容
1	府下何鹿郡中三木村宮下尊哉 (綾部学校)	12.10	○	学校での取り組み、資料送付を希望
2	東京第一商業高校生	?	○	行動は当然、新聞が平和を守ることを共產主義と弾圧することに反対
3	北海道札幌市斉藤文伍	11.12	×	「狂大生の大馬鹿野郎」
4	上京区猪熊今宮下ル K.N.生	?	○	『平和を希うがゆえに』を読んだ感想、新聞への批判、学生の行動を支持、
5	愛媛県松山市山本貞臣	?	○	『平和を希うがゆえに』を読んだ感想、自身の軍隊経験
6	一職員	?	○	天皇を利用する政治家への批判、天皇に働きかけようとしたことこそ天皇に力のあることを示す、学生は行動してもよいが政治的であってはならない
7	大阪大学北畠寮平和を守る会	?	○	内外ファシストとの闘いに頑張っておられる諸兄、共通な学校破壊のやり方
8	歴史教育者協議会	11.30	○	学問の自由を弾圧する陰謀、平和を守るための健闘を願う
9	野間宏	12.7	○	学生が現状を鋭く見抜いたために行動したと評価、青年の理性を明らかにした行動、母校の処分を恥ずかしく思う、今後の団結を期待
10	福井大学学芸部学生自治会	?	○	学生の行動は処分に値するものではない、実状に関する資料送付を希望
11	茨教組山口正弘	?	○	【光の征矢、希望の樹という詩2編 おそらく学生の行動を評価した詩】
12	市内四条烏丸富士野ミネ子	?	×	貴方達は狂人ですか!!、陛下を純な気持ちで迎えられない様なら、そして不満ならば日本以外の好きな処へ行きなさい、帝大と言えば自分が一番好きな所だったのに腹立たしい
13	左京区坂口実夫(鴨沂高校補習科)	?	○	原爆展以来同学会の行動に尊敬、学校当局の処分に憤慨、同学会死守を切望
14	福知山市和田茂穂	?	○	実状に関する資料送付を要求、同学会解散に反対
15	名古屋大学経済学部自治会	11.30	○	学生の行動は「民主的平和憲法」下では当然、反動勢力による弾圧、戦争屋の「神聖な道具」天皇は平和の歌声を聞かねばならない
16	山田秀夫	11.15	○	学生の行動に敬意、戦争の責任から天皇制は廃止すべき【「日本の再建は天皇制の廃止から」「日本再建同志会宣言(案)」という別紙を同封】
17	大阪市大歴史研究会	12.4	○	真理を求める学生、封建的天皇制の圧力、軍事的圧力を除去するための活動
18	大阪市阿倍野区山本博子	?	○	『平和を希うがゆえに』を読んだ感想、新聞への批判、天皇制は必要ない、天皇を人間として扱うのは当然、戦争はもうこりこり
19	宇都宮大学学友会	11.16	○	学生への激励、実状に関する資料送付を要求
20	兵庫県多可郡西脇町中島徹	12.8	○	『平和を希うがゆえに』を読んだ感想、新聞への批判
21	京都市一女性	?	○	警察に力を借りた学校側を批判、平和を守るために大衆の意見を聞き運動を展開して欲しい
22	一主婦	12.11	○	『平和を希うがゆえに』を読んだ感想、新聞への批判、公開質問状への支持、天皇には戦争責任が存在している
23	京都外国語大学学友会書記局	11.19	○	学生に敬意、資料送付を希望
24	新潟県三条市五十嵐賢治	?	○	資料送付を希望→2通目:資料送付に感謝、大学の自由について戦っている同学会への支持
25	東京大学学生新聞伊藤稔	11.22	○	不当な圧迫に対して徹底的に反対してください、同学会の意見の送付を希望
26	在京先輩	?	×	非礼、国民の心情を刺激、軽薄な行動
27	下京区豊田亀之	?	×	学生としての良識を忘れた行動、ソビエトでも出て行け、恥を知れ
28	京都市伏見区正	11.30	○	『平和を希うがゆえに』を読む、当たり前のこと、天皇を神格化する人々・天皇への批判
29	山形大学文理学部自治会書記局長谷川修	?	○	弾圧に反対、資料の送付を希望、当校でも弾圧を実感
30	垂細重学生懇談会に集った一同	11.29	○	大学の自治・平和を守るため、天皇を道具から正しい人間として平和の協力者として導き出すことに努力、大衆と共にある大学のための闘い
31	東大千葉寮京大事件真相報告会参加者	?	○	激励文、学園自治を犯す勢力への抵抗
32	ある女	?	○	君が代を歌う気にはなれない、天皇の戦争責任、担ぎ上げる人々のみならず天皇にも問題、マスコミへの批判
33	民主主義科学者協会地学団体研究部会札幌支部	12.1	○	公開質問状への共感、戦争への恐怖、天皇の役割強化に対する批判、大学の自治が脅かされることへの心配
34	民主主義科学者協会大阪支部幹事	12.1	○	学生に責任なし、大学当局・新聞への批判、天皇の政治利用【「いわゆる「京大事件」についての声明」というガリ版】

35	一高校生	?	○	我等の象徴天皇になぜ「平和の歌」を歌ってはいけないのか、事件への弾圧はファシズム再現への一歩である
36	左京区一市民	?	○	京大生の行動を支持しているものは数多く存在、私たち戦争犠牲者の声を代表してほしい
37	J.旧二回生沢登俊雄	?	○	右旋回を感じた、学生の行動は法律を犯していない、政治勢力による干渉は戦時中を想起させる、不合理に立ち向かう学生の行動が重要であることを痛感
38	経済学部一回生	?	○	学生の行動は当たり前
39	農学部三回生	?	○	天皇の京都巡幸に違和感、好奇心から天皇を迎える、当日は警官と学生の揉み合いのみだったのになぜこのような事態となるのか
40	工学部三回生羽田宏	?	○	感情的な反応に重大性と不安を感じる、それに「力強さ」があることの問題、天皇神格化と戦争反対が民衆の中で共存していることへの心配
41	村山生	?	○	責任者を表彰せよ、外部の指令が問題ではなく多くの学生が動いたことに注目すべき
42	左京区坂口実夫（京大受験者）	?	○	民族の独立と君主制の関係
43	工学部一学生	11.14	○	新聞記事に憤慨、学生運動に対する批判が生まれる事への危機感、真理探究のための学生運動の展開をアピールする必要性
44	宮高社研	?	○	弾圧に同情、署名運動を展開【ビラ添付】
45	学生？	?	○	騒動の要因は警察官の侵入、同学会は整理をしていたのみ
46	梶手敬礼	?	△	激励文と脅迫文を見せてほしい
47	九大第一分校学生自治会	?	○	弾圧に対して抗議、激励
48	広島県佐伯郡栗田治人	?	△	京大同学会とはいかなる団体かを教示して欲しい
49	京大宇治分校文学部一回生 江口圭一	11.29	○	学生の行動は個人としての行動であり同学会が処分されるのはおかしい、プラカードを持った一部学生に責任をとるべきである
50	宇治分校一回生吉田尚子	?	△	共産党に対して、平和に対しては同じように取り組むことが出来る、宣伝などに使うのは止めてほしい

っていることはない。これを史料群ごとに区別すると、大学側に届けられた投書 74 通中（表 1）、学生の行動に対して賛成・支持を表明する投書は 28 通（37.8 %）、反対・不支持は 45 通（60.8 %）、不明 1 通（1.4 %）であり、同学会・京大新聞社などに送られてきた投書 50 通中（表 2）、学生の行動に対して賛成・支持する投書は 43 通（86 %）、反対・不支持は 4 通（8 %）、不明・どちらでもない 3 通（6 %）である。同学会・京大新聞社などに送られてきた投書で学生の行動に対して賛成・支持する率が高いのは、他大学の学生団体などから賛成意見が多数寄せられたからだと思われる。

大学側への投書はその多くが 11 月であり、学生の行動やマスコミによる大々的な報道が直接的な契機となって投書という行動へと結びついたものと考えられる。一方、学生側への投書は日付がはっきりしないものが多いが、内容から推測すると 11 月 12 日から暫く経過した時期に出されたもの

と思われる。これは、史料の性格もさることながら、学生が『平和を希うがゆえに』を出版したことに伴い、それまでマスコミではほとんど報道されてこなかった学生の主張などが公にされた結果であろう（前述した学生への投書で学生の行動を賛成・支持する率が高いのは、この理由も考えられる）。

投書の内容で目を引くのは、学生を「左翼」「赤」「共産党」と認識し、その行動を批判した投書である（表 1-14, 35, 43, 72 など）。こうした認識は 11 月 13 日の『京都新聞』が「左翼小児病的レジスタンス趣味の一部心なき学生」と記述したように、マスコミの間で盛んに取り上げられており [京都 11.13 社説]、直接的にはそうした傾向に影響されたものと思われる。しかしこれまで見てきたように、京大の学生が「急進的」であることは看護婦事件以後たびたび報道されてきたことから、学生を「左翼」「共産党」と認識し、学生の行動を共産党の陰謀とする説が受け入れられる

素地はすでにあったと見てよい。

そして、学生のみならず京大自体を「赤の京大」(表1-48)と見て、その廃校まで要求する投書も見られた(表1-22)。その背景には、「昔から左翼の大学と云えば京大が示されたが今回で確証された」(表1-37)という言葉が示すように、滝川事件などから続く京大の国家に対する抵抗イメージが人々に強く印象づけられていたことがある。国家への示威行動・抵抗がイコール「左翼」「赤」と認識されるのは、敗戦前からの意識の連続と見てよいのではないだろうか。また、京大が「国家の最高最大の学府」(表1-36)だという認識ゆえに学生への処分を要求したり、「私は今まで大いに大学生が好きでした。殊に帝大といえ私の一番好きな学校でした」(表2-12)、「私達京都市民として自慢」の大学(表1-10)と京大への尊敬・あこがれがあったがゆえに、学生の行動を批判する投書も存在した。

このようにして学生を批判する投書の中には、京大が国立大学ゆえに批判のトーンを高めているものもある(表1-11, 21, 22, 32, 35, 47, 49, 72など)。「国民の血税をいやと云ふ程食ふ国立大学」(表1-11)、「我々市民は血税にあへぎ、再建日本の為め、のんきに勉強させてゐる学生」(表1-22)、「アソビ人ノタメニ税金ヲオサメテオラズ 納税者ノキモチヲ考ラレヨ」(表1-47)という文言が示すように、京大には自分たちの税金が投入されているという意識の下に学生の行動は批判された。こうした意識の底には、敗戦後の経済が逼迫している中で学生が「のんき」に「アソ」んでいるという、大学・学生などの「エリート」に対する嫉妬や反発心のようなものが存在していたのではないだろうか。また、「国民は赤犬を飼ふために血税を払つて居るのではない」(表1-21)、「国費を共産運動に充当するため国民は血税を出してゐない」(表1-37)というように、自分たちが支払った税金が投入される京大で、国家に対する反

抗や共産党の活動がなされることを許さないという意識があった。「北鮮へでもソビエトへでも出て行け」(表2-27)という学生への強い非難は、こうした意識が背景にあったからこそ出てきたものと思われる。

一方、学生を擁護する意見の中には、「日本のインテリゲンチヤが学問の自由と平和の規模を最後まで守らんとしている努力」(表1-50)と、「逆コース」という時代の中で、学生こそがそれを打破する存在であるとの評価がなされているものもある。そこには、「大学とは真の真理の伝導であり尊厳そのもの」(表1-56)との意識があった。学生・大学こそが「理性」を有した「真理の探究者」であるとの認識ゆえに、学生の行動もそうした「真理の探究」を表出したものと考えられたのである。作家の野間宏が「学生が現在の日本の動きをするどくみぬ」き、「じつに秩序をもつて青年の理性を明にし」たとして(表2-9)、学生の行動に高い評価を与えているのも、こうした認識からであった。

ところで、学生を「左翼」「赤」「共産党」と認識してその行動を批判する意見に対し、当の学生から反発の声が上がっている。「平和を唱える事すら、共産主義者として弾圧される」(表2-2)という東京の高校生からの投書、「学生が政治運動をしたと云えば、すぐあいつは共産党だと云ふ世の中なればこそこのようなあまりにも不合理な事[河西注一同学会への処分]が公然と行はれ得るのかも知れません」(表2-37)という意見からは、「逆コース」の風潮が進展し、学生が意見を表明することや学生運動を展開することが次第に困難になっている「自治」への危機感を読み取ることができる。敗戦前のある種の息苦しさのような感覚が学生の中にあったのではないか。

こうした感覚は、学生の行動には支持を示しつつも、共産党や細胞に対する批判を展開する意見へと繋がっていく。宇治分校一回生の江口圭一は、

11月12日の学生の行動は個人としてなされたもので、同学会に処分を下すのはおかしいと大学側の姿勢を批判している(表2-49)。そして、「プラカードを持ち、“平和を守れ”を最初に歌い出した一団の学生諸兄に一言したい」と述べて彼らの行動を非難はしないが、しかし責任は取るべきだと主張した。「無実の処分に付せられた同輩を見殺しにしうる如き平和への希求であるのならば、それは虚妄の正義である」と、発端の学生が名乗り出ず責任を取らないことに対する、江口の強い憤りのような感覚を見ることができる。江口は学生の中に「理性」がないことを批判したのである。ここでは共産党細胞という言葉は出てこないものの、その存在を前提としているのは明らかである⁽⁴⁴⁾。そしてより直接的に共産党細胞に対して批判を展開したのが、「共産党と共産主義者へのお願ひ」という題名の文章を寄せた、同じく宇治分校一回生の吉田尚子である(表2-50)。吉田は、平和や全面講和を理想とする点では自分たちと共産党は同じだとしながらも、共産党の目的のために自分たちが使われることを拒絶している。吉田によれば、共産党の介入によって、平和を唱えることがイコール共産党であると認識され、その結果人々は平和を唱えることを回避してしまう。江口や吉田は、一般の学生と細胞とを峻別すべきだと主張したと言える。学生の行動が共産党細胞による指令、「左翼」「赤」による行動と世間で大きく取り上げられたことで、学生の中からは共産党と自分たちが同じようにカテゴライズされることへの反発意識が広がっていったと考えられる。学生の中でも、大学の「自治」については強く自覚しつつも、急進的な学生運動に対する批判は存在していた。

おわりに

敗戦後における学生運動の展開過程では、「自治」と「理性」は重要なキーワードとなっていた

と考えられる。それは、敗戦前の記憶や経験、学生の戦争体験などに基づいていた。滝川事件をはじめとする敗戦前の大学と国家の緊張関係の記憶によって、敗戦後は大学への外部からの影響力をでき得る限り排除した上での「自治」が目指されていく。とはいえ、その「自治」の内容とはかなりの幅を持ったものであった。従来の教授会による「自治」を追求する教員と、学生を含んだ「自治」を目指す学生の間では、「自治」をめぐるかなりの解釈の相違があった。学生の間でも、漸進的な同学会と急進的な各学部自治会では「自治」をめぐる差は存在しており、それゆえに運動の展開をめぐる対立が生じたのである。そして、大学は「理性」を持ち真理を探究する場であると思惑する学生は、敗戦後の民主化から次第に「逆コース」へと転換していく過程で大学へもその波が押し寄せた時、大学側が「理性」を捨て、「自治」をないがしろにしていると捉え、激しい運動を展開していくことになる。

また、大学が「理性」を有すると考えるがゆえ、学生はその知識の社会への還元を求め、それが原爆展へと繋がる。天皇事件に執筆された公開質問状も、天皇制・「逆コース」についてその問題を世に明らかに執筆しようという「理性」から生まれたものと見るべきものであろう。そうした学生の「理性」を求める心性に触れたとき、学生運動に熱心ではなかった学生までもが参加するような動きへと発展していったのではないだろうか。

本稿では、紙幅の関係で学生運動の中でも特に「自治」に関する問題を中心として検討したため、学生の経済状態や生活状態などについて触れられなかった。こうした問題ほか、天皇事件以後の京大における学生運動については今後の課題としたい。

[註]

- (1) 河西秀哉「1950年代初頭における象徴天皇像の相剋」(『日本史研究』502号、2004年)。京大天皇事件の経過については、京都大学百年史編集委員会編『京都大学百年史』総説編(1998年、549～550及び1153ページ)、京都大学同学会編『平和を希うがゆえに』(京都大学同学会、1951年、後に『資料戦後学生運動』2所収、三一書房、1969年)、京都大学医学部学生有志『この希いに結ばれて』(1951年)、京都大学同学会他編『わだつみに誓う』(学園評論社、1951年)など。
- (2) 海後宗臣・寺崎昌男『戦後日本の教育改革第9巻 大学教育』(東京大学出版会、1969年、577～578ページ)。
- (3) 海後・寺崎前掲書586～594ページ、国立国会図書館調査立法考査局『大学管理問題に関する資料集』(国立国会図書館、1963年)など。
- (4) 一方で同じ日の紙面には、全学の学生大会が100名ほどしか集まらず、学生の「自治への無関心」が明らかとなったとの記事が掲載されている。この時点では未だ、学生の「自治」への関心はそれほど高くなかったのではないか。
- (5) 海後・寺崎前掲書593～596ページ、国立国会図書館調査立法考査局前掲書149～154ページ、京都大学大学文書館蔵『大学管理法案関係綴』(資料番号01A00362)所収資料など。
- (6) 「国立大学に「理事会」設置の議に対する意見書」(京都大学大学文書館蔵『鳥養利三郎関係資料』105)。
- (7) 鳥養は前掲「国立大学に「理事会」設置の議に対する意見書」(『鳥養利三郎関係資料』105)の中に、「理事会ガ代議士ノ如ク世論ニ^ウ眉ビルコトハ明瞭也」と、「理事会」に対してかなり手厳しい評価のメモを残している。
- (8) 「資料(三) 大学法試案に対する国立大学総長会議の見解」(『鳥養利三郎関係資料』104)、前掲『大学管理法案関係綴』所収。
- (9) 『京都大学百年史』部局史編一(1997年、292ページ)。
- (10) しかしこうした学生と教員の「一致」も、『都新聞』によれば「同床異夢の狙い」であった。教授団は従来の通りの教授会自治方式を要求し、組合側は教授会の権限を縮小して全職員による「自治」の確立を目指し、学生側は大学運営に学生の代表を入れることを目標に掲げていた[都48.11.15]。外部の影響力を大学に入れないことでは一致しつつも、目指す方向性に相違があったのである。
- (11) 『京都大学百年史』資料編二(2000年、306～307及び489～490ページ)。
- (12) 2006年9月20日、筆者による川合一良氏・葉子氏への聞き取り(以下、「川合氏聞き取り」と略記)。
- (13) 京都大学大学文書館蔵『研究室の現状に関する概況調』(資料番号01A01278)所収資料。
- (14) 2006年9月22日、筆者による小畑哲雄氏への聞き取り(以下、「小畑氏聞き取り」と略記)。
- (15) 看護婦事件については、前掲『京都大学百年史』総説編、548及び1146～1147ページを参照。京都大学大学文書館蔵『厚生女学部卒業生不採用問題関係書類』(資料番号MP00129)に大学側による詳しい経過文書が収められている。医学部附属医院は5月31日の新制京都大学発足に伴って医学部附属病院となったため、病院事件と呼ばれたりもした。
- (16) このうち、経済学部同好会からの同学会批判は『資料戦後学生運動』1(三一書房、1968年、495～496ページ)に掲載されている。
- (17) 前掲『厚生女学部卒業生不採用問題関係書類』。
- (18) 角南正志「全力つくして学生と関わった時代」(『「原爆展」掘り起こしニュース』第3号、1992年、6ページ)、川合一良「総合原爆展について」(『「原爆展」掘り起こしニュース』第2号、1992年、3ページ)。
- (19) 川合前掲論文3ページ、「川合氏聞き取り」
- (20) 「川合氏聞き取り」、「小畑氏聞き取り」、2006年5月23日、筆者による小野信爾氏への聞き取り(以下、「小野氏聞き取り」と略記)。
- (21) 前進座事件については、前掲『京都大学百年史』総説編、549および1147～1148ページを参照。

- (22) 「小野氏聞き取り」。
- (23) こうした救援運動は、当時東京で反軍宣伝を行って軍事裁判にかけられていた16名の学生の反軍裁闘争に対応しているようである(中岡哲郎「京大天皇事件」『朝日ジャーナル』1970年2月22日号、36ページ)。
- (24) 『ラッパ』とは「文学部内ラッパ社」によって発行されていたガリ版の新聞。京都大学大学文書館蔵『松尾尊允旧蔵資料』A-5(本資料の閲覧は松尾尊允氏のご厚意による)。
- (25) 1951年5月10日、文学部史学科学生有志「退学要求された小野君を守ろう」『松尾尊允旧蔵資料』F-116。
- (26) 日付不明、文学部学友会委員会・小野救援会作成「原爆展守る力で小野君守れ」『松尾尊允旧蔵資料』A-110。
- (27) 1951年6月21日、文学部学友会作成「学生大会を持とう」『松尾尊允旧蔵資料』A-101。
- (28) 「小畑氏聞き取り」。学生と大学側はこのように対立していたが、一方で大学側の一人である宮崎市定文学部長は山科刑務所に出向き、それ以後小野の刑務所での待遇が改善されたという(「小野氏聞き取り」)。公式的には大学側の立場を貫きながらも、一方で学生に対する理解が教員の中には存在していたことをうかがわせる。
- (29) 例えば後の回想であるが、京都大学教育学部第二期生有志『あの頃の大学生たち』(かもがわ出版、2005年、166ページ)など。
- (30) 中岡前掲論文37ページ、読売新聞社社会部編『天皇・その涙と微笑』(現代出版、1979年、179ページ)、2001年8月20日、筆者による中岡哲郎氏への聞き取り(以下、「中岡氏聞き取り」と略記)、河西前掲論文10ページなど。
- (31) 「川合氏聞き取り」。『学園新聞』には宇治分校学生への世論調査が掲載されており、53.2%の学生が警察予備隊に対して反感を持つと答えている[学園51.7.5]。
- (32) 小畑哲雄『占領下の「原爆展」 平和を追い求めた青春』(かもがわ出版、1995年)。原爆展に関しては他に、松尾尊允『日本の歴史 ㊶ 国際国家への出発』(集英社、1993年、150ページ)、中塚明「草創期の回顧と21世紀への期待」(『新しい歴史学のために』244、2001年、2～4ページ)など。以下特に注記のない限り、原爆展に関する記述は『「原爆展」掘り起こしニュース』と『占領下の「原爆展」』を参照した。
- (33) 「中岡氏聞き取り」、「川合氏聞き取り」、「小畑氏聞き取り」。
- (34) 「川合氏聞き取り」。
- (35) 「川合氏聞き取り」、「小畑氏聞き取り」。
- (36) 1951年11月5日、同学会作成「天皇が来ても文化祭を開かせよ!」『松尾尊允旧蔵資料』B-28、1951年11月10日、同学会作成「原爆展はぜひ15日から新徳館で」『松尾尊允旧蔵資料』B-29。
- (37) 中岡前掲論文37ページ。
- (38) 「中岡氏聞き取り」、前掲『わだつみに誓う』18ページ、前掲『平和を希うがゆえに』410ページ。
- (39) 公開質問状は、前掲『京都大学百年史』資料編二、624～625ページ、前掲『平和を希うがゆえに』405～407ページなどを参照のこと。
- (40) 「小畑氏聞き取り」。
- (41) 京都大学大学文書館蔵『皇室関係書類 自昭和二十六年五月至同年十一月』(資料番号01A01311)。
- (42) 中塚明氏所蔵(京都大学大学文書館寄託)『京大天皇事件関係史料』(本資料の閲覧は中塚明氏のご厚意による)。
- (43) 『学園新聞』にはこれらの投書のうち[表1-32, 50, 52, 表2-12, 26, 32]の6点と、表にはないが「東京都衆議院一公務員」による学生の行動を支持する投書が掲載されている。『学園新聞』によれば、大学側が20日までの投書を整理したところ、全52通中、学生を支持するものが15通、非難するものが35通、文意不明のものが2通である。一方同学会へは、各地の学校や労組・市民団体などからの激励文が37通、一般市民から同学会を非難したものが4通、支持したものが12通とのことである[学園51.12.3]。
- (44) 江口は後にこの文章について、「この『諸兄』と同学会とはたぶん一心同体だったであろうから、私の投稿は事実から乖離した空論であり、ボ

ツも当然であったが、4月に入学したときには西も東もわからぬノンポリだった学生が、11月にはこんな投稿をしたところに、1951年という年と京大という場所の鮮烈さがあった」と述べている（江口圭一『まぐれの日本近現代史研究』校倉書房、2003年）。

【付記】脱稿後、田中智子「京都（帝国）大学同学会と戦後の学生運動－1945－49年の再編過程を追って－」（『日本の教育史学』第49集、2006年）に接した。本稿と重なる部分が多い。また、川合氏の聞き取りに関しては、本号掲載のものと内容は重なる。併せて参照されたい。